

下請負人等と締結する契約書について（参考）

平成 25 年 10 月 1 日から岸和田市暴力団排除条例が施行されることに伴い、下請負人等と契約を締結される場合は、契約書の「発注者の解除権」の条項に暴力団排除の旨を加えていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、条文につきましては、次のものを参考にしてください。

<参考条文>

発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務の契約を締結する営業所の代表するものをいう。以下同じ。）又は経営に事実上参加している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 役員等又は経営に事実上参加している者が、自己、自社若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）又は暴力団員を利用したと認められるとき。
- (3) 役員等又は経営に事実上参加している者が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対し、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
- (4) 役員等又は経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6) 受注者が(1)から(4)までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。